

監 査 結 果 報 告 書

令 和 6 年 度

佐賀中部広域連合監査委員

佐中広監査第32号
令和7年3月24日

佐賀中部広域連合議会議長 重松 徹 様
佐賀中部広域連合長 坂井 英隆 様

佐賀中部広域連合監査委員 力 久 剛



佐賀中部広域連合監査委員 中島 慶子



定期監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、令和6年度に実施した定期監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び監査委員の指示事項などを含め、監査を実施した。

(2) 監査の対象等（監査実施対象：2課2署）

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
事務局	業務課	令和 5年 4月 1日 令和 6年 3月 31日	令和 6年12月13日 令和 7年 3月24日
	総務課		令和 6年11月25日 令和 7年 3月24日
佐賀広域消防局	佐賀消防署		令和 6年11月11日 令和 7年 3月24日
	多久消防署		令和 6年11月 5日 令和 7年 3月24日

(3) 定期監査における指摘事項等の件数

(単位：件)

区 分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		計	
	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
1 服務関係	0	0	0	0	1	0	1	0
2 文書	0	0	0	0	0	2	0	2
3 収入	0	0	0	0	1	0	1	0
4 支出	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約	0	0	0	0	0	0	0	0
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	0	0	0	0
9 現金の取扱い	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他 (内部統制含む)	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	2	2	2	2

2課2署 3課2署

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

(4) 監査結果の講評

監査委員が指摘事項等の監査講評を行い、是正、改善を要請した。

2 監査の結果

監 査 の 対 象	事務局 業務課 佐賀広域消防局 佐賀消防署 佐賀広域消防局 多久消防署
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監 査 の 対 象	佐賀広域消防局 総務課
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 時間外勤務手当の支給誤りについて 週休日の時間外勤務において、出退勤システムに休憩時間の入力漏れがあったため、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあった。 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、適正に処理されたい。 調定の時期について 行政財産目的外使用において、許可日と使用料の調定日に相違があり、許可日から3ヵ月以上経過してから調定されているものもあった。佐賀中部広域連合財務規則第22条の規定に基づき、随時の収入にあってはその原因の発生する都度調定されたい。 また、このことは前回の監査において予備指摘事項として指摘を行ったが改善されていなかった。定期監査において改善を求められた事項等については、課内で周知徹底し、再発防止に努められたい。